

会 議 録

会議録	平成26年度 第12回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成27年2月13日(金)		
招集場所	長洲町役場中会議室		
出席者	大山委員・木下委員・松岡委員・伊津野委員・松本教育長		
職務説明責任者	松本学校教育課長		
会議録作成者	松本学校教育課長を指名		
会 議	日程番号	事件番号	事件内容
	第 1		長洲町教育委員会委員長の選挙について
	第 2		長洲町教育委員会委員長職務代行者の指定について
	第 3		議事日程について
	第 4		会議録署名委員の指名について
	第 5	議案第20号	長洲町教育委員会委員の辞職の同意について
	第 6	議案第21号	長洲町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例(案)
	第 7	議案第22号	長洲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)
	第 8	議案第23号	長洲町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(案)
	第 9	議案第24号	長洲町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案)
第10	議案第25号	教職員の懲罰について (非公開)	

会議録

委員長：本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議は成立します。それでは、平成26年度第12回教育委員会会議を開会いたします。

委員長：日程番号第1、長洲町教育委員会委員長の選挙について説明をお願いします。

松本課長：長洲町教育委員会委員長の選挙について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期が1年となっており、平成27年2月14日をもって任期が満了となります。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき教育委員会委員長の選挙を行うものであります。選挙方法につきましては、特に決まりはありません。

委員長：はい。ありがとうございました。選挙方法につきましては、特に決まりはありませんが、いかがいたしましょうか。

伊津野委員：指名推薦でお願いしたいと思います。

委員長：ただいま指名推薦のご提案がありました。その他の意見はございませんか。

各委員：なし。

委員長：その他はないようですので、お諮りします。委員長の選挙の方法について、指名推薦で行うことにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：ご異議がないようですので、委員長の選挙につきましては、指名推薦の方法により行います。どなたか推薦者のご指名をお願いします。

伊津野委員：引き続き大山委員を推薦します。

委員長：ただいま、私、大山との発言がありましたが、ほかにございませんでしょうか。

各委員：ありません。

委員長：それでは、私、大山を教育委員長として当選人とすることにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、私、大山を長洲町教育委員会委員長の当選人と決定いたしました。

委員長：次に、長洲町教育委員会委員長職務代行者の指定を行います。説明をお願いします。

松本課長：はい。長洲町教育委員会委員長職務代行者の指定について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき教育委員会委員長職務代行者の指定を行うものであります。指定の方法につきましては、特に決まりはありません。

委員長：はい。ありがとうございました。指定方法につきましては、特に決まりはありませんが、いかがいたしましょうか。

伊津野委員：指名推薦でお願いしたいと思います。

委員長：ただいま指名推薦のご提案がありました。その他の意見はございませんか。

各委員：なし。

委員長：その他はないようですので、お諮りします。委員長職務代行者の指定の方法について、指名推薦で行うことにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：ご異議がないようですので、委員長職務代行者の指定につきましては、指名推薦の方法に

より行います。どなたか推薦者のご指名をお願いします。

伊津野委員：引き続き木下委員を推薦します。

委員長：ただいま木下委員との発言がありましたが、ほかにございませんでしょうか。

各委員：ありません。

委員長：それでは、木下委員を長洲町教育委員長職務代行者として決定することにご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、木下委員を長洲町教育委員会委員長職務代行者に決定いたしました。

委員長：それでは、あらためまして本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議は成立します。それでは、平成26年度第12回教育委員会会議を開会いたします。あらかじめお諮りします。会議の議題は事前に通知したとおりでよろしいか伺います。また、日程番号第10議案第25号は個人情報等に関する問題となるので非公開議案として審議したいと思いますがよろしいですか。

各委員：異議なし。

委員長：日程番号第3、議事日程について、本日1日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：日程番号第4、会議録署名委員の指名について、伊津野委員を指名します。

委員長：日程番号第5、議案第20号 長洲町教育委員会委員の辞職の同意について、を議題にいたしますが、議案の審議に入ります前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、松本教育長には退席いただきますようお願いいたします。

松本課長：議案第20号 長洲町教育委員会委員の辞職の同意について、このことについて、別紙のとおり辞職したいので、教育委員会の同意を求めます。平成27年2月13日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育委員会の同意を得て辞職することが出来る。これが、この議案を提出する理由である。説明いたします。長洲町教育委員松本昇教育長から平成27年3月31日を以って長洲町教育委員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育委員会の同意を求めるところでございます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条ですが、首長及び教育委員会両方の同意が必要という根拠条文になります。資料には、松本教育長からの辞職願の写しを添付しております。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：松本教育長は、任期まで継続できますけど、町長からの意向もあり、本年4月1日からの新教育委員会制度への移行に伴い、事務手続き上、平成27年3月31日付けで、一旦辞職しなければならないということでの辞職と受け取りました。松本教育長には、是非とも4月1日からも継続して、教育長としてのご指導ご鞭撻を仰ぎたいと思います。

松岡委員：私も同じ意見です。

伊津野委員：私も同じ意見です。

委員長：私も同じ意見です。本来であれば任期の最後まで教育長としてご指導をお願いしたいとこ

ろですが、町長の意向もあり新教育委員会制度への移行のための事務手続き上、必要な手続きでもあり、致し方ないと思います。

松本課長：今回は、あくまでも辞職の承認だけありますので、4月1日からの新教育長の任命は、町長が3月議会に諮り承認を受けて決定いたしますので、新教育長の人事に関しては、教育委員会ではお諮りすることができません。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第5、議案第20号 長洲町教育委員会委員の辞職の同意について、この件は承認いたします。

委員長：日程番号第6、議案第21号 長洲町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例（案）について、説明をお願いします。

松本課長：議案第21号 長洲町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例（案）このことについて、別紙のとおり制定したいので、教育委員会の意見を求める。平成27年2月13日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第6、議案第21号 長洲町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例（案）この件は承認いたします。

委員長：日程番号第7、議案第22号 長洲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をお願いします。

松本課長：議案第22号 長洲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）このことについて、別紙のとおり制定したいので、教育委員会の意見を求める。平成27年2月13日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第7、議案第22号 長洲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）この件は承認いたします。

委員長：日程番号第8、議案第23号 長洲町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）について、説明をお願いします。

松本課長：議案第23号 長洲町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）このことにつ

いて、別紙のとおり制定したいので、教育委員会の意見を求める。平成27年2月13日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第8、議案第23号 長洲町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(案) この件は承認いたします。

委員長：日程番号第9、議案第24号 長洲町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案) について、説明をお願いします。

松本課長：議案第24号 長洲町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案) このことについて、別紙のとおり制定したいので、教育委員会の意見を求める。平成27年2月13日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第9、議案第24号 長洲町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(案) この件は承認いたします。

委員長：日程番号第10議案第25号は個人情報等になりますので、関係者以外の方は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定及び先の決議により非公開としますので退席してください。

(非公開)

委員長：では、これで本日の全日程を終了します。